

薩摩川内市債権管理条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 3 2 号

薩摩川内市債権管理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について、一般的基準その他必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図り、もって市民負担の公平性の確保及び円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 市税 市の債権のうち、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定に基づく徴収金に係る債権をいう。
- (3) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 3 第 1 項に規定する歳入に係る債権をいう。
- (4) 強制徴収公債権 公債権のうち、法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分例により処分することができるものをいう。
- (5) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (6) 私債権 市の債権のうち、公債権以外のものをいう。
- (7) 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

(他の法令等との関係)

第 3 条 市の債権の管理については、法令又は条例若しくは規則（以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第 4 条 市長は、法令等の定めに従い、市の債権の適正な管理に努めなければならない。

(台帳の整備)

第 5 条 市長は、市の債権を適正に管理するため、台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。）を整備するものとする。ただし、証明書発行手数料等少額なもので、市長が特に必要がないと認める市の債権については、この限りでない。

(徴収計画)

第6条 市長は、市の債権を計画的に徴収するため、徴収計画を策定するものとする。ただし、前条ただし書の市の債権を除く。

2 市長は、債権ごとの徴収状況を十分に考慮し、前項の徴収計画を適宜見直すものとする。

(督促)

第7条 市長は、市の債権について履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 公債権について、前項の規定により督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収する。

(延滞金及び遅延損害金)

第8条 市長は、公債権について前条の規定による督促を受けた者が、履行期限後にその納付額を納付する場合においては、当該納付金額にその履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該履行期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する額を延滞金として加算して徴収するものとする。

2 市長は、私債権について前条の規定による督促を受けた者が、履行期限後にその納付額を納付する場合においては、当該納付金額にその履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条第2項に規定する法定利率の割合を乗じて計算した金額に相当する額を遅延損害金として徴収するものとする。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 第1項及び第2項の規定により延滞金及び遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 延滞金又は遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金及び遅延損害金の減免)

第9条 市長は、市の債権について第7条に規定する督促を受けた者が履行期限までに履行しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前条に規定する延滞金又は遅延損害金を減免することができる。

(強制執行等)

第10条 市長は、非強制徴収債権について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第13条の規定により徴収停止の措置をとる場合、第

14条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている非強制徴収債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある非強制徴収債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しない非強制徴収債権（第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第11条 市長は、非強制徴収債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第14条第1項各号のいずれかに該当するとき、その他特に支障があると認めるときは、この限りでない。

（債権の申出等）

第12条 市長は、非強制徴収債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、非強制徴収債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第13条 市長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 非強制徴収債権の金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第14条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場

合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した遅延損害金その他の徴収金（以下「遅延損害金等」という。）に係る非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第15条 市長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る遅延損害金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（債権の放棄）

第16条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る遅延損害金等の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 私債権の消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効を援用するかどうかの意思を確認できないとき。
 - (2) 次のいずれかに該当する場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
 - ア 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合
 - イ 債務者が死亡し、その相続人の全員が相続の放棄をした場合
 - ウ 債務者が死亡し、相続人が存在しない場合
 - (3) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。
 - (4) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経過しても履行の見込みがないと認められるとき。
 - (5) 第10条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、資力の回復が困難であると認められるとき。
 - (6) 第13条に規定する徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過しても、なお履行の見込みがないと認められるとき。
 - (7) 債務者が失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。
 - (8) 債務者である法人の清算が終了したとき。ただし、当該法人の清算につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について第1号から第7号までに掲げる事由がない場合を除く。
- 2 市長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（情報の共有）

- 第17条 市長は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、かつ、地方税法第22条の規定に反しない限りにおいて、当該債務者の情報を同一の実施機関（薩摩川内市個人情報保護法施行条例（令和4年薩摩川内市条例第31号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。
- 2 市長は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を当該債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。
 - 3 市長は、第1項の規定により利用し、又は収集した情報を当該債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害

することのないようにしなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(薩摩川内市税外収入督促手数料及び延滞金条例の廃止)

2 薩摩川内市税外収入督促手数料及び延滞金条例（平成16年薩摩川内市条例第71号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に発生した市の債権についても適用する。

4 前項の規定にかかわらず、第8条及び第9条の規定は、施行日以後に発生する市の債権について適用し、施行日前に発生した市の債権については、なお従前の例による。

(延滞金の割合の特例)

5 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(薩摩川内市土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正)

6 薩摩川内市土地改良事業分担金等徴収条例（平成16年薩摩川内市条例第194号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「薩摩川内市税外収入督促手数料及び延滞金条例（平成16年薩摩川内市条例第71号）」を「薩摩川内市債権管理条例（令和6年薩摩川内市条例第32号）」に改める。

(薩摩川内市県費単独補助治山事業に係る分担金徴収条例の一部改正)

7 薩摩川内市県費単独補助治山事業に係る分担金徴収条例（平成16年薩摩川内市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第8条中「薩摩川内市税外収入督促手数料及び延滞金条例（平成16年薩摩川内市条例第71号）」を「薩摩川内市債権管理条例（令和6年薩摩川内市条例第32号）」に改める。

(薩摩川内市林地崩壊防止事業に係る分担金徴収条例の一部改正)

8 薩摩川内市林地崩壊防止事業に係る分担金徴収条例（平成16年薩摩川内市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第8条中「薩摩川内市税外収入督促手数料及び延滞金条例（平成16年薩摩川内市条例第71号）」を「薩摩川内市債権管理条例（令和6年薩摩川内市条例第32号）」に改める。

（薩摩川内市水道事業給水条例の一部改正）

9 薩摩川内市水道事業給水条例（平成16年薩摩川内市条例第293号）の一部を次のように改正する。

第33条の2を次のように改める。

（料金債権の放棄）

第33条の2 料金債権の放棄については、薩摩川内市債権管理条例（令和6年薩摩川内市条例第32号）によるものとする。